#### 芝山町の給与・定員管理等について

#### 1 総括

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区	分	住民基本台帳人口	歳出額	実 質	収支	人	件 費	人件	: 費 率	(参考)
		(28年1月1日)	A				В		B/A	26年度の人件費率
27年月	度	人	千円		千円		千円		%	%
		7,619	4,982,099	23	7,669		956,437	1	9.2	18.5

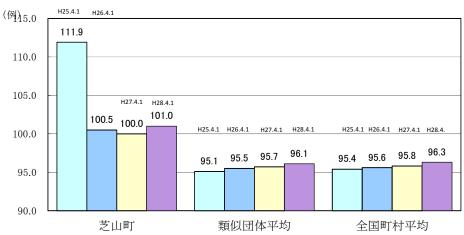
#### (2)職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数	給		費	
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
27年度	人	千円	千円	千円	千円
	110	376,362	67,183	146,217	589,762

一人当たり	(参考)類似団体平均			
給与費 B/A	一人当たり給与費			
千円	千円			
5,361	5,623			

- (注) 1
- 職員手当には退職手当を含まない。 職員数は、26年4月1日現在の人数である。 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、 職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を 100として計算した指数。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
  - 3 平成25年は、国家公務員の時限的な (2年間) 給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした 場合の値である。

※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合については、その理由及び改善の見込み ラスパイレス指数については、経験年数が増すほど、給料表の給与月額が高い水準になっており、学歴(大学卒、短大卒、高校卒)によって指数にパラつきがあることから、学歴による昇給・昇格の基準を適正にし、ラスパイレス指数の抑制を図る。

#### (4)給与改定の状況

(T) / 1 / 1 / 1 / 1 / 1						
		人事委員	会の勧告			
区 分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率	ı
	A	В	A - B	(改定率)		
28年度	円	円	( ( ) 円	%	%	
	_	_	( — %)	_	_	1

国の改定率

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末·勤勉手当)

		人事委員会の勧告									
区 分	民間の支給	公務員の	較差	勧告	年間支給月数						
	割合 A	支給月額 B	A - B	(改定月数)							
28年度	月	月	月	月	月						
20千段	_	_		_	_						

国の年間

ご) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」 動勉手当の年間支給月数である。 は期末手当及び

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について 「【帳要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等 

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ、若年層について、1.4%引下げ。 高齢層については、1.9%引下げ。激変緩和のため、3年間(30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し 実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合) (支給割合) 国基準0%に対し、芝山町においては3%を支給。 (実施時期)平成21年4月1日より実施。

	h t	- b		h
	平成26年度	平成27年度	の支給割合	平成28年度の支給割合
	の支給割合	4月1日時点	遡及改定後	(H28. 4. 1)
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%
芝山町の支給割合	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容 管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

#### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (28年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額		
				(国比較ベース)		
芝山町	38.4 歳	299,741 円	359,448 円	327,119 円		
千葉県	41.9 歳	320,939 円	413,111 円	373,979 円		
玉	43.6 歳	331,816 円	_	410,984 円		
類似団体	41.8 歳	307,432 円	353,054 円	336,977 円		

#### ②技能労務職

						公社	務員					民間			参考
	区 分	平均年	≕齢	職員数		平均給料月額		平均 給与月額(			平均給与月額 (国比較ベース)		平均 年齢	平均給与 月額(B)	A/B
芝山	1町	51.9	歳	2	人	-	円	-	円	-	円	_	ı	_	-
	うち用務員	51.9	歳	2	人	-	円	-	円	-	円	用務員	55.2歳	199,900円	-
千葉	<b></b>	52.9	歳	497	人	322,693	円	384,075	円	362,717	円	_	ı	_	-
国		50.4	歳	2,876	人	287,447	7 円	_		329,358	円	_	_	_	1
類似	以団体	50.8	歳	4	人	303,756	円	326,542	円	318,047	円	_	-	-	_

		参考							
	区 分	年収ベース(試算値)の比較							
		公務員(C)	民間(D)	C/D					
芝山	間丁	-	_	_					
	うち用務員	- 円	2,732,900 円	-					

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24年~26年の3か年平均) ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致してい

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ペースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額 (国比較ペース)」は比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

#### (2) 職員の初任給の状況 (28年4月1日現在)

区	分	芝山町		千葉県	玉			
	大学卒	102 200	B	102 200	П	総合職	181,200	円
一般行政職	人 子 平	183,300		183,300	H	一般職	176,700	円
	高 校 卒	149,000	円	149,000	円	14	14,600	円
技能労務職	高 校 卒	146,800	円	146,700	円	=		
	中学卒	_	円	134,000	円		_	

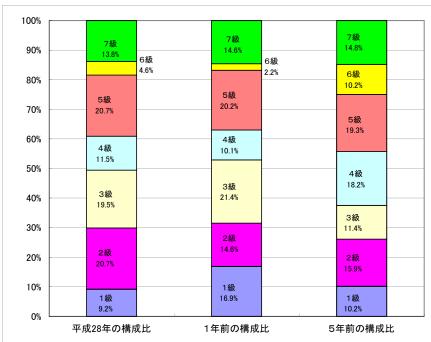
### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (28年4月1日現在)

区	区 分		経験年数10年		経験年数20年		5年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	266,050	円	350,300	円	392,900	円	431,873	円
一	高校卒	202,500	円	346,600	円	377,480	円	386,000	円
技能労務職	高 校 卒	-	円	-	円	-	円	-	円
1又形力 1万帆	中学卒	-	円	-	円	-	円	-	円

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況 (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(28年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の 給料月額	最高号級の 給料月額
1級	主事	8	9.2	円 141,600	円 246,600
2級	主事	。 人 18	20.7	円 191,700	303,400
3級	主任主事	- 18 - 人 - 17	19.5	円 227.900	当49,200 円
4級	副主査	人 10	11.5	円 261,100	385,000
5級	係長、主査	人 18	20.7	円 287,100	392,200
6級	副主幹	人 4	4.6	円 317,700	円 409,400
7級	課長、局長、室長、主幹	人 12	13.8	円 361,800	円 450,900

- (注) 1 芝山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



# (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平	成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日	芝!	山町	围			
	までにおける運用	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員		
イ人	事評価を実施した			0 0			
	標準に加え、上位及び下位の区分も適用			0	0		
	標準に加え、上位の区分も適用						
	標準に加え、下位の区分も適用						
	標準の区分のみ適用						
口人	事評価を実施していない	0	0				

#### 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

<u> </u>						
芝山町	千葉県	玉				
1人当たり平均支給額(27年度)	当たり平均支給額(27年度) 1人当たり平均支給額(27年度)					
1,394 千円	1,707 千円	_				
(27年度支給割合)	(27年度支給割合)	(27年度支給割合)				
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当				
2.60 月分 1.60 月分	2.60 月分 1.60 月分	2.60 月分 1.60 月分				
( 1.45 )月分 ( 0.75 )月分	( 1.45 )月分 ( 0.75 )月分	( 1.45 )月分 ( 0.70 )月分				
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置 職制上の段階、職務の級等による加算					
·役職加算5~15%	・役職加算5~20% ·管理監督加算15、25%	・役職加算5~20% ·管理職加算10~25%				

<sup>(</sup>注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

	平成 28 年度中における運用	芝	山町	<u> </u>	
	平成 28 年度中にわける連用	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ人	事評価を実施した			0	0
	標準に加え、上位及び下位の区分も適用			0	0
	標準に加え、上位の区分も適用				
	標準に加え、下位の区分も適用				
	標準の区分のみ適用				
口人	事評価を実施していない	0	0		

### (2) 退職手当(28年4月1日現在)

	芝山町			玉						
(支給率)	自己都合	応募認	定·定年	(支給率)	自己都包	自己都合		官•定年		
勤続20年	20.445 月	分 25.55625	月分	勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分		
勤続25年	29.145 月	分 34.5825	月分	勤続25年	29.145	月分	34.5825	月分		
勤続35年	41.325 月	分 49.59	月分	勤続35年	41.325	月分	49.59	月分		
最高限度額	49.59 月	分 49.59	月分	最高限度額	49.59	月分	49.59	月分		
その他の加算措置				その他の加算措施	置					
定年前早期退職	铁特例措置(2	2%~20%加算	定年前早期記	<b>退職特例措置</b>	置(2%~	~45%加算	I)			
1人当たり平均支給額	0 千	円 22,424	千円							

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当

# (28年4月1日現在)

(20年4万1日5	t/11./										
3	支給実績(27年度決算)										
支給職員1人	109,300	円									
支給対象地域	支給対象地域 支給率 支給対象職員数										
全域	3 %		120 人	-	%						
地域手当補正後ラスパイル	ンス指数			104.0	)						
(ラスパイレス指数)				(101.	0)						

<sup>(</sup>注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いた補正したラスパイレス指数。 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

# (4) 特殊勤務手当(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)				0 千円
支給職員1人当たり平均3	支給年額(27年度決算 医師等を除く)			0 円
職員全体に占める手当支	給職員の割合(27年度)			0.0 %
手当の種類(手当数)			7	
手当の名称	主な支給対象職員・主な支給対象	業務	支給実績 (26年度決 算)	左記職員に対 する支給単価
伝染病処理手当	感染症患者の検診、死体の検索等に従事した職員		0千円	日額320円
危険作業手当	毒物、劇物等を使用した検査等の業務又は病害虫! 散布の作業に従事した職員	駆除等のために薬剤	0千円	日額320円
医師手当	診療に従事する医師である職員		0千円	月額12万円
研究手当	診療に関する研究をする医師である職員		0千円	月額8万円
診療手当	診療に従事する医師である職員		0千円	診療を行った日1日につき1万円
往診手当	家庭等を訪問して医療業務に従事した医師又は看該 勤務時間内の往診	<b>隻</b> 師	0千円	往診料・診察料の100分の50
11110十日	家庭等を訪問して医療業務に従事した医師又は看該 勤務時間外の往診	<b>隻</b> 師	0千円	往診料・診察料の100分の100
看護手当	医師が診療を行ったときの補助として従事した看護的 る職員	币及び准看護師であ	0千円	日額700円

### (5) 時間外勤務手当

支	給		実	績	(	27	年	度	決	算	)	27,187 千円
職	員 1	人	当	たりュ	平均	支 給	年 額	(27	年 度	決算	1)	254 ∓用
支	給		実	績	(	26	年	度	決	算	)	28,000 千円
職	員 1	人	当	たりュ	平均	支 給	年 額	(26	年 度	決算	1)	267 千円

### (6) その他の手当(28年4月1日現在)

(0)	C -> 10 -> 1 -	(2012)11	,			
	手 当 名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
	扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 (配偶者以外・6,500円 (配偶者がない者1人目1,000円) ・16歳から22歳までの子 1人につき 5,000円加算	同じ	_	10,345 千円	224,896 円
	住居手当	- 借家 [家賃12,000円超の場合]家賃 に応じて27,000円を限度に支給	同じ	-	4,953 千円	330,200 円
	通勤手当	・電車・バスを利用する場合 全額支給 ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円~ 33,100円を支給	異なる	交通機関利用 国 $\rightarrow$ 6 $\gamma$ 月定期代相当額を 支給 自動車等利用 使用距離に応じ2,000円 $\sim$ 31,600円を支給	9,553 千円	92,748 円
	管理職手当	職制上の段階、職務の級等に応 じて定額を支給 ・課長等(7級)50,000円 ・主幹(7級)35,000円	異なる	国(府県単位機関)→課長 (5級) 49,600円	7,083 千円	544,862 円
	宿日直手当	休日等に来庁者の受付及び庁 舎の保全等を行う者に勤務1回に つき4,700円を支給	異なる	国→4,200円	573 千円	8,959 円

# 5 特別職の報酬等の状況(28年4月1日現在)

	村が城の戦闘寺の状況(20年4万1日処任)												
	区		分		給	料	月	額等	ř		•		
							(参	考)類似団	体にお	ける最高/最	低額		
給	町		長		749,000	円		817,000	円/	378,500	円		
				(	_	円)							
料	副	町	長		614,000	円		678,000	円/	471,000	円		
				(	_	円)							
	議		長		279,000	円		364,000	円/	220,000	円		
報				(		円 )							
	副	議	長		233,000	円		285,000	円/	177,000	円		
3211				(		円)							
酬	議		員		219,000	円		263,000	円/	143,000	円		
				(		円)							
	町		長	(27年度支給	割合)								
期	副	町	長		4.10		月分						
末手	議		長	(27年度支給	割合)								
当	副	議	長		2.60		月分						
	議		員										
				(算定方式	()		(1期の	)手当額)		(支給時	期)		
退	町		長	給料月額>	×在職月数×3	35/100	1	2,583,200	円	任.期	毎		
職手当	副	町	長	給料月額>	×在職月数×2	25/100		7,368,000	円	任期	毎		
	備		考		\ hartli m								

<sup>(</sup>注) 1 給料及び報酬の() 内は、減額措置を行う前の金額である。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

#### 6 職員数の状況

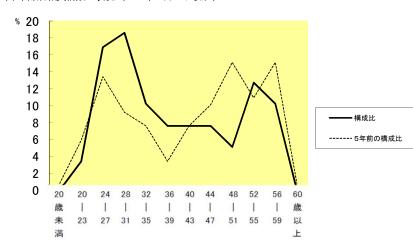
### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4	<b>B</b> 1	日租	在)

_						(64	4月 1日現仕
	_	区分	職貞	員数	対前年	主な増減理	曲
部	明		平成27年	平成28年	増減数	土な増修理	н
		議会 総務	2 32	2 33	0 1	業務増加のため	
	_	税務	9 7	9 7	0		
	般	農水商工	7 2	7 2	0		
普	行	土木	10	10	0		
通	政部	民生	25	26	1	保育事業充実のため	
会計	門門	衛生	8	8	0		
計 部 門	1 1	計	95	97	2		7.93 人 6.84 人)
		教育部門	14	11	△ 3	事務の統廃合縮小のため	0.01 /()
		小 計	109	108	△ 1		2.44 人 3.09 人)
公営 企会 業計	下力	完(診療所) k道 呆・介護保険	0 5 6	0 4 6	0 △ 1 0	事務の民間等委託のため	
等部 門		小 計	11	10	Δ1		
	合	計	120	118	△ 2	<参考>	
	П	н	[ 125 ]	[ 125 ]	[ 0 ]		5.63 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2)年齢別職員構成の状況 (28年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		}			< /	}	>	>	>	}	}		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
1001日米	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	4	20	22	12	9	9	9	6	15	12	0	118

#### (3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間 の増減数 (率)
一般行政	90	91	90	92	95	97	7 (7.8%)
普通会計計	107	106	105	107	109	108	1 (0.9%)
公営企業等会計計	12	12	11	11	11	10	<b>▲</b> 2 ( <b>▲</b> 16.7%)
総合計	119	118	116	118	120	118	<b>▲</b> 1 (0.8%)

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。